

筑紫野市文化振興計画

平成21年3月

筑紫野市教育委員会

はじめに

近年、急速な社会の変化や人々の価値観の多様化が進み、スピードや効率性よりもゆとりや潤いが求められている中で、豊かな感性を育み、生きがいや創造性をもたらすものとして、文化があらためて注目されています。

さらには、地域の文化財等を活かすことによって、市民の皆様が地域の歴史を知ることができ、それによって郷土愛や誇りが醸成されていくなど、まちづくりの分野においても大きな力を発揮することが期待されています。

筑紫野市は、豊かな自然環境に恵まれ、豊富な歴史的遺産が存在しており、また古くから交通の要衝として発展し、その利便性から多くの人々が移り住んでいます。

その歴史的遺産を本市の固有の文化として未来へと継承していく一方で、多くの市民の皆様がさまざまな人々と交流し、新たな文化を創造することにより、地域を活性化し、魅力あるまちづくりを進めていくことも重要であると考えます。

本市では、平成20年1月に筑紫野市文化振興計画策定審議会を設置し、文化振興計画について諮問いたしました。その後、審議会委員の皆様によるご審議を経て、平成20年12月に答申をいただきました。今回これを受け、本市の取り組むべき文化振興の指針となる文化振興計画を策定いたしました。

今後は、この振興計画に基づき、関係条例などの整備や実施計画の策定を行い、地域の特性に応じた文化の振興と市民の皆様の文化活動の推進をはかり、文化の薫りあふれる心豊かなまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

最後に本計画の策定にあたりまして、長期にわたりご審議いただきました文化振興計画策定審議会委員の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

平成21年3月

筑紫野市教育委員会

教育長 寺崎 和 憲

目 次

第 1 章 文化振興計画の策定にあたって 1

1. 文化の意義
2. 文化をめぐる背景
3. 文化振興計画における文化の領域
4. 計画の性格と期間
5. 市の関連計画等との位置づけ

第 2 章 筑紫野市の文化の現状と課題 4

1. 筑紫野市の文化の土壌
2. 文化振興にあたっての現状と課題
 - (1) 少子高齢化等の進展
 - (2) 潤いのある生活や心の豊かさへの希求
 - (3) 情報化社会と広域的な交流の進展
 - (4) ボランティア活動等の拡大
 - (5) 地域コミュニティ基盤の変化
 - (6) 文化施設に対するニーズの変化

第 3 章 文化振興の基本的な考え方 9

1. 基本理念
2. 基本目標

第 4 章 文化振興施策の基本方向 11

1. 文化を通じたひとつづくり
 - (1) 市民が文化にふれ、親しむ機会の創出
 - (2) 文化活動を促す場の拡充
 - (3) 文化を支える幅広い人材の育成・充実
 - (4) 文化を継承し、創造する子どもたちの育成

2. 文化を活かしたまちづくり
 - (1) 文化資源の保存・継承とその活用
 - (2) 文化イベント等を通じた地域の活性化
 - (3) 潤いとやさしさのある文化的景観の創出

3. 文化を広げるしくみづくり
 - (1) 行政の文化化の推進
 - (2) 多様な文化活動主体との連携
 - (3) 文化情報の積極的な収集と発信
 - (4) 広域的な文化交流の促進

1. 計画の推進
 - (1) 政策形成への民意の反映等
 - (2) 情報公開、広報活動の推進
 - (3) 文化振興を評価するしくみづくり

【資料】

1. 筑紫野市文化振興計画策定審議会の審議経過
2. 筑紫野市文化振興計画策定審議会委員名簿
3. 筑紫野市の主な文化資源
4. 用語の定義・概念

※「*」のついた用語は、「4. 用語の定義・概念」に掲載しています。

第1章 文化振興計画の策定にあたって

1. 文化の意義

市民*一人ひとりが心豊かで質の高い生活を送り、また創造性に富んだ活力ある地域社会をめざしていくために、文化のもつ役割はかつてなく重要なものとなっています。

文化は、人間と人間の生活すべてに関わるものであり、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びなどをもたらし、人生を潤いあるものにするとともに、豊かな感性、人間性を養い、想像力を育みます。ことに次世代を担う子どもたちにとって、優れた文化にふれた感動は、その後の人間形成に大きく影響を及ぼします。

また文化には、地域社会全体を活性化させ魅力ある社会づくりを推進する力(「文化力」)があり、文化活動を通じた交流は、人と人が心を通わせ、互いに理解し尊重しあう土壌を育みます。

さらに、福祉や教育、観光といった領域との連携をはかることで、市民生活の向上や経済振興などの他分野へのよりよい効果や発展につながることを期待されています。

2. 文化をめぐる背景

戦後、わが国では経済発展を最優先に取り組んできたことにより、人々は便利で豊かな生活を手に入れることができました。しかし、あまりにも効率性やスピードを求めすぎた結果、人々の絆が薄れるとともに、地域の特色や独自性が失われるなど、社会のひずみが表れてきています。また、経済や情報のグローバル化*等によって、人々の生活様式や価値観は今後さらに多様化していくと考えられます。

他方では、高齢化社会の到来とともに人々の余暇時間が増え、身近な文化活動や生涯学習への関心も高まってきています。特に、「スローライフ」*などの言葉が生まれたように、豊かな時間を楽しむという生き方が壮年層を中心に広がりはじめています。また、十分な余暇時間がない勤労者等においても、限られた時間を有意義に過ごそうという考え方が強くなり、自分の価値観にあった文化活動を選び、楽しむ姿も少なからずみられるようになってきました。

環境の面においても、地球規模での環境汚染や破壊が深刻化するなか、自然をかけがえのないものとして再認識するようになり、自然保護の運動とともに、人と自然との調和をめざしたまちづくりの活動が広がってきています。

こうしたなか、長い時間をかけて培われてきた知恵と工夫の結晶である文化に対して、人々の豊かな心や感性を育み、生活の質を高めることが期待されるようになり、さらには、「文化力」を高めながら、地域主権の社会の構築や市民協働*のまちづくりへと活かしていくことが求められています。

また、経済効率や機能一辺倒にかたよりがちであった行政の分野でも、まちづくりのな

かに「美しさ、ゆとり、潤い、やすらぎ」といった人間らしい感性の豊かさを取り入れた施策の展開が求められるようになりました。

国においては、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現には文化の果たす役割が極めて重要であるとの認識に立ち、平成13年12月に「文化芸術振興基本法」が制定されました。この法律では、文化活動を行う者の自主性が尊重されており、また「文化芸術を創造、享受することが人々の生まれながらの権利である」との考えに基づき文化振興をはかっていくことが示されています。

さらには、平成17年10月にわが国で4番目の国立博物館となる九州国立博物館が太宰府市に開館しています。

福岡県では、平成16年度に開催された第19回国民文化祭・ふくおか2004（とびうめ国文祭）の成果を活かしながら、一層の文化の効果的な施策展開をはかるため、平成17年3月「福岡県文化振興プラン」が策定されました。

本市においても、筑紫地区（筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川町）で初めて文化会館を建設するなど、文化施設の整備をはじめとしたさまざまな文化振興施策に積極的に取り組んできました。平成18年には「第四次筑紫野市総合計画」が策定され、市民と協働したまちづくりを推進していくなかで、「文化」をより重視する考え方が求められるようになりました。

3. 文化振興計画における文化の領域

文化は、人の生活に関わるものすべてを意味しており、人の日々の生活や人とのふれあいのなかから生まれる有形、無形のものであり、芸術、芸能、さらには生活文化やスポーツ、宗教に至るまで、非常に広範囲に及んでいます。

また、その概念は人それぞれによって異なるため、文化振興計画の策定にあたっては、あらかじめ「文化の領域」を設定しておく必要があります。

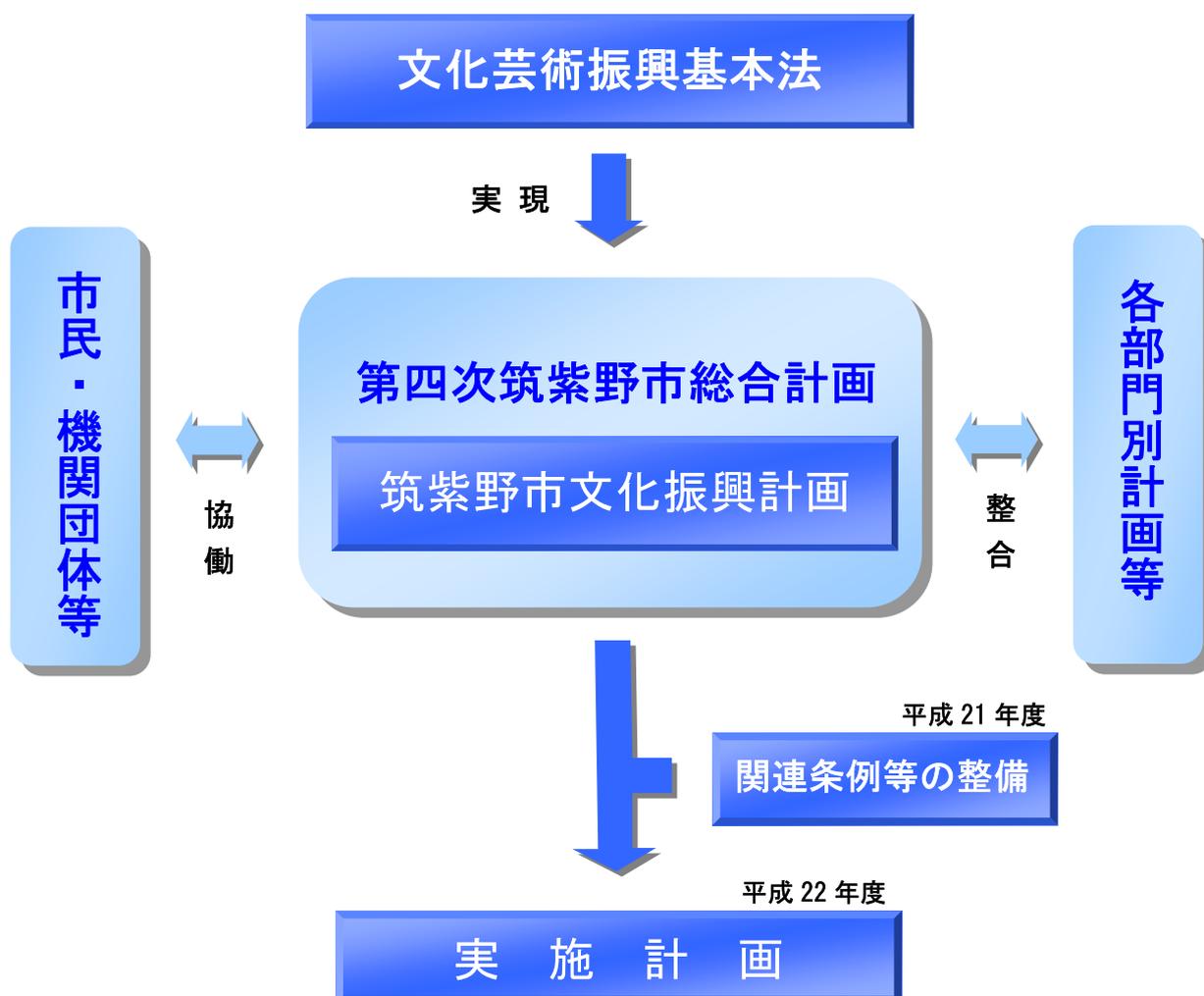
本計画で対象とする「文化の領域」については、次のとおりとします。

- 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、映画その他の芸術）
- 生活文化（茶道、華道その他生活にかかる文化）
- 伝統芸能（神楽その他伝統的な芸能）
- 文化財等（史跡、歴史的建造物や祭りなどの有形及び無形の文化財、景観など）

4. 計画の性格と期間

- 本計画は、文化芸術振興基本法の基本理念に則り、文化の振興をはかるため、本市が取り組んでいくべき文化振興の指針としての役割を担うものです。また、文化の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、市民と行政が協働して文化活動の創造に取り組むまちづくりをめざすために策定するものです。
- 本計画は、文化を取り巻く環境の変化等を踏まえながら、長期的視点に立って本市の地域特性に応じた文化振興の方向性を明らかにするとともに、第四次筑紫野市総合計画や各部門別計画との整合性をはかりながら、体系化するものです。
- 本計画は、市内外のさまざまな文化振興の取り組みが相互に関連性を強め、相乗効果を発揮することができるよう、今後おおむね10年間の指針を示すものです。

5. 市の関連計画等との位置づけ



第2章 筑紫野市の文化の現状と課題

1. 筑紫野市の文化の土壌

文化振興の基盤は、まず地域を知ることからはじまります。自然の移り変わりや人々の営みの歴史は、筑紫野という土地でどのように生き、どのような文化を育んでいくかという道しるべとなります。

本市の遺跡については、旧石器時代からみることができます。

弥生時代には、中国製の鏡や沖縄の海でしか取れないゴホウラ貝で作った貝輪をもつ首長墓等が発見された隈・西小田地区遺跡（美しが丘）があります。

古墳時代になると古式の前方後円墳で三角縁神獸鏡が3面出土した原口古墳（武蔵）や、装飾古墳で国の史跡に指定されている五郎山古墳（原田）が築られました。

奈良・平安時代では、市北部は「大宰府条坊」とよばれる都城域に入り、多くの関連する遺跡が市内各地に散在しています。また、大宰府から鴻臚館や豊後、さらには肥前・肥後に向かう官道が四方に伸びていたと考えられています。

江戸時代には、長崎街道、薩摩街道、日田街道が筑紫野の地で交差していたことなどから、二日市宿や筑前六宿に数えられる山家宿、原田宿が整備されていました。また、本市の特徴の一つである二日市温泉も、「吹田の湯」としてわが国有数の歴史をもち、交通の要衝としての性格と温泉、商業が結びつき、近世以降の発展を支えてきました。

明治に入ると、九州でいち早く博多・久留米（千歳川仮停車場）間に鉄道が通り、二日市と太宰府や朝倉地方を結ぶ軌道も敷設されました。そして、江戸時代に34あった村も1889年（明治22年）に二日市村（後に町）・山口村・御笠村・筑紫村・山家村へと合併しました。この1町4村については、地勢的、歴史的に、それぞれ独自の文化を育んできており、それは今日の本市の文化に強く影響を残しています。

さらに1955年（昭和30年）3月1日にこの1町4村が合併して筑紫野町となり、1972年（昭和47年）4月1日に市制を施行し、現在に至っています。

このように本市は数多くの文化財を有し、また交通の要衝としていにしえより栄えてきました。現在でもJR九州鹿児島線、筑豊線、西鉄天神大牟田線、太宰府線などの鉄道、九州自動車道、国道3号、200号、386号などの道路をはじめ九州の主要交通が集中しています。そして、そのような交通の利便性から大型住宅開発が進められ、福岡都市圏を中心に市外から多くの人々が移り住んできています。

また市内において、文化会館や博物館、生涯学習関連施設を活用してさまざまな文化活動が展開されていますが、近年は市民自身の主催による落語やミニコンサートなどの草の根的な文化活動も広がっています。さらには、隣接する太宰府市に九州国立博物館が開館したことで市民の文化財等に対する意識も高まってきています。

さらに本市では、1995年（平成7年）に「人権都市宣言」を行うなど、「人権尊重のまちづくり」を推進してきました。あらゆる分野において人権尊重の視点に立った施策を総合的に進めるため、2007年（平成19年）には「人権施策基本指針」を策定し、さらなる取り組みを進めています。文化振興においても、すべての市民が心豊かで、自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現していくことが期待されています。

2. 文化振興にあたっての現状と課題

市民の文化的な環境を豊かなものにしていくためには、文化振興に対するニーズ、時代の変化を捉えた施策の展開が必要です。

よって、本計画を策定するうえでの現状と課題を以下のように整理します。

(1) 少子高齢化等の進展

本市は、人口、世帯数ともに年々増加して、平成 20 年 3 月末日現在で人口 98,791 人、世帯数 38,330 世帯となっていますが、近年その伸び率も低く、1 世帯あたりの人口も減少し、核家族世帯の占める割合も増えています。

また、総人口に占める 14 歳以下の人口割合は年々低下し、少子化の進行がうかがえる一方で、65 歳以上の人口割合は、全国や福岡県全体の割合より低いものの年々増加しており、高齢化率は 17.1%（平成 20 年 3 月末日現在）に達しています。

このような核家族化や少子高齢化等の進展にともない、地域文化等を保存・継承していくことが困難になっているなかで、子どもたちの郷土愛や感性をいかに育てていくのか、また増加する中高齢者のまちづくりや文化活動の場をどのように確保していくのかを考えていく必要があります。

(2) 潤いのある生活や心の豊かさへの希求

国の「国民生活に関する世論調査（平成 20 年 6 月調査）」等によれば、今後の生活において「これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」と回答した人の割合は 62.6%となっており、その割合は高くなってきています。

このように市民一人ひとりが、潤いやゆとりを実感できる暮らしや自分らしい創造性のある生き方を求めるなかで、文化というものに対して大きな関心をもつようになってきているものと考えられます。

本市では、文化会館や生涯学習センター、博物館等を拠点に、さまざまな文化活動が行われていますが、文化活動に関心が薄い人、また関心があってもさまざまな要因により活動に結びつけることが難しい人も少なくありません。文化に対する潜在的な関心や活動意欲を喚起するとともに、多様なライフスタイルに合わせ幅広い市民が文化活動へ参加できる環境づくりや、文化に関心のある市民が文化活動を始めるきっかけとなるような事業等を行っていく必要があります。

また、まちなみなどの景観は人々に潤いや安らぎを与え、また懐かしさを感じさせる重要な要素であり、地域の歴史的、文化的特色を活かした美しい景観づくりを行っていくことが必要です。

(3) 情報化社会と広域的な交流の進展

インターネットに代表されるような情報通信技術の発達によってさまざまな情報媒体を利用して、近隣都市だけでなく全国の情報を収集し、また全国へ向けて情報発信することが容易に行えるようになってきています。

本市は、歴史性をもった豊かな文化資源を有していますが、福岡都市圏のベッドタウン都市として急速に発展してきたため、市外から転居してきた人も多く、地域の歴史や文化に対する市民の理解度は必ずしも高いとはいえません。

ふるさととしての筑紫野を大切にし、市民としての一体感を高めることができるよう、筑紫野の豊かな文化資源を活かした取り組みを進め、内外に向けて積極的に情報発信していくとともに、市民の理解と参加を求めながら、新たな筑紫野のイメージづくりを行っていく必要があります。

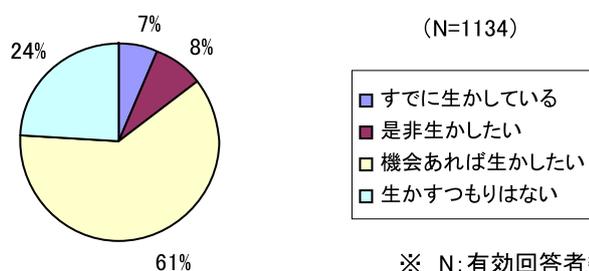
また、さまざまな活動主体との連携、支援や他都市との広域的な文化交流をはかり、相互理解を深めていくことは、文化活動の質や内容を高めていくうえで重要な基盤となるものであり、一層の推進をはかる必要があります。

(4) ボランティア活動等の拡大

本市においては、地域や文化会館、図書館などの文化施設において、さまざまなボランティア活動が広がりはじめ、ボランティア活動に対する市民の関心も非常に高くなっています。

平成17年1月に実施された筑紫野市生涯学習市民意識調査では、「自分が持っている知識・技能を、ボランティア活動等を通して地域のために生かしたい」と考えている市民は、76%となっていますが、実際にボランティア活動を行なっている人は7%にとどまっており、意識と行動の乖離かいりが顕著にみられます。

市民の意欲を実際の行動につなげることができるよう、気軽にボランティア活動へ参加できるしくみや環境づくりを、NPO*やボランティア団体等とともに進めていく必要があります。



知識・技能を地域のために生かす (「筑紫野市生涯学習市民意識調査」より)

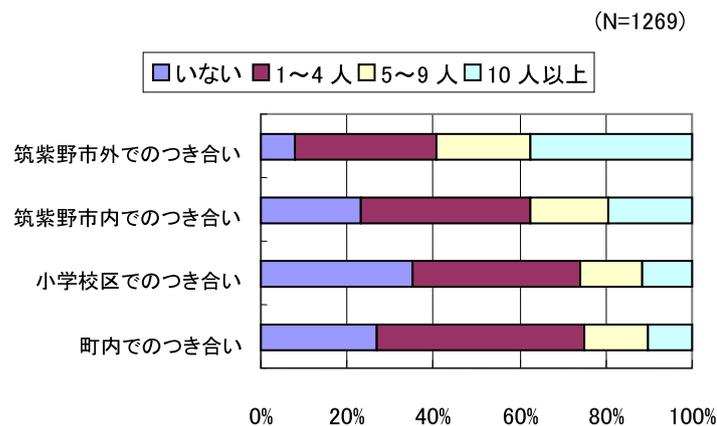
(5) 地域コミュニティ*基盤の変化

市民の交友状況をみると、下の図表にみられるように、居住地からの距離が広がるにつれて交友量が増えていく傾向がうかがえます。その要因として、市外からの転入者がかなりの割合を占めるようになってきていることや、市外へ通勤通学する市民が多く、生活の多くの時間を市外で過ごしている（あるいは過ごしてきた）ことが考えられます。このため、身近な範囲での付き合いがなかなか発展していかないなど、地域における人間関係や連帯意識の希薄化等が懸念されています。

また、モータリゼーション*の進展等から郊外型商業施設の建設が増える一方で、中心商業地では、都心人口の減少や都市機能更新の遅れにより求心力が低下し、中心市街としての活力が低下しつつあります。

地域社会の活性化を促す「文化力」に着目し、個性豊かな地域の文化を活かしたイベントなどの開催や、多彩な人材等を活かしながら、質の高い魅力ある地域づくりを推進していくことが求められています。

また、文化と産業等とをうまく調和させながら、活気があふれるまちづくりに向けた施策のあり方を探っていく必要があります。



親しくつきあっている人の数（「筑紫野市生涯学習市民意識調査」より）

(6) 文化施設に対するニーズの変化

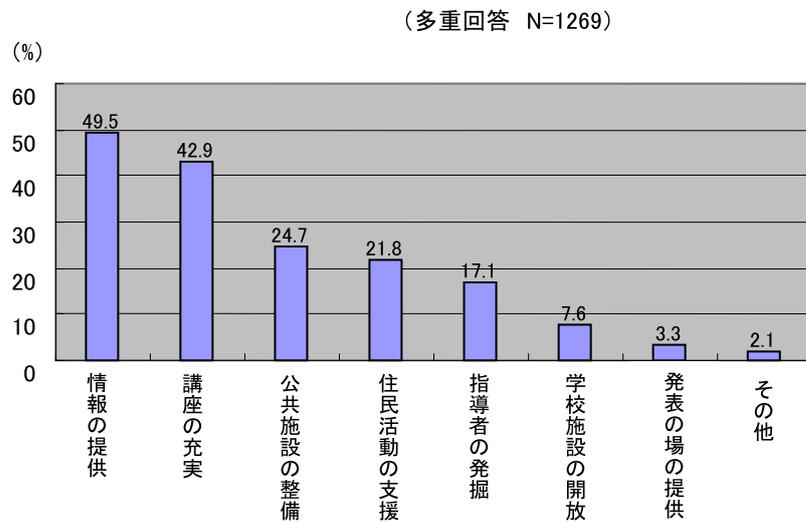
市民が文化活動を行うには、鑑賞の場及び日頃の活動成果を発表する場が必要です。

本市の文化関連施設としては、文化会館やコミュニティセンター、図書館、博物館などがあり、その施設の多くが点在化していますが、各施設が関連事業における相互利用や情報の共有化を行い、市民の利便性の向上をはかっていく必要があります。

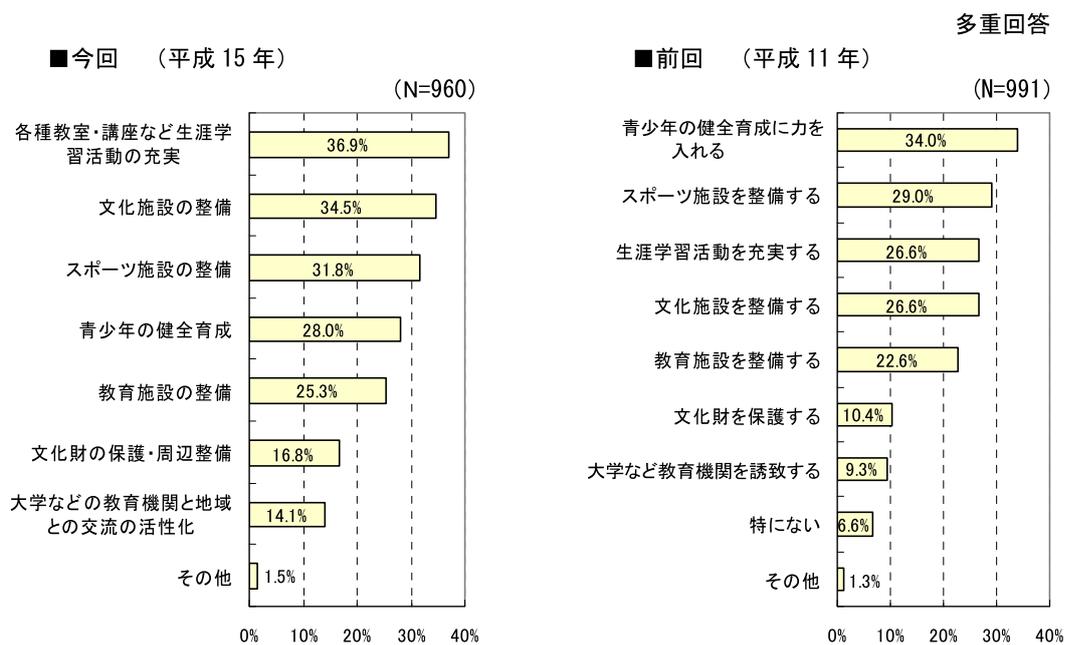
平成17年1月に実施された筑紫野市生涯学習市民意識調査においては、生涯学習に関する市への要望（複数回答可）として、公共施設の整備（24.7%）よりも情報の提供（49.5%）や講座の充実（42.9%）を望む声が多いことなどから、既存の施設・空間をいかに効率的に運営し、有効に活用するかが問われています。

また、平成15年に実施された「第四次筑紫野市総合計画」策定における『市民アンケ

ート』調査によれば、「文化施設の整備」の要望について、前回（平成11年）の調査結果では26.6%だったものが34.5%へと増加しており、文化施設のなかには老朽化が進んでいるものもあることから、文化施設の整備についても行っていく必要があります。



市への要望（「筑紫野市生涯学習市民意識調査」より）



教育・文化について（第四次筑紫野市総合計画『市民アンケート』より）

第3章 文化振興の基本的な考え方

1. 基本理念

筑紫野市の地勢は、その中央に幅 1 kmほどの細長い平野が南北に延びています。その東には周防灘沿岸から続く山塊が、また西には五島灘沿岸から続く山々が迫ります。

この山々に挟まれた細長い平野こそが九州北部沿岸部と九州内陸部を結ぶ唯一の平坦な路として、本市の歴史や文化を特色づけるものとなりました。

黒潮の文化、大陸や朝鮮半島の文化、また京や江戸の文化など、いにしえより常に最新の文化の風が吹き渡っている「ちくしの」。

私たちの先達は、さまざまな文化の風を受け入れながら、自らも独自の風を巻き起こしてきました。

現代に生きる私たちも、本市の豊かな風土や伝統文化を大切に、市民一人ひとりが日々の生活のなかで文化に親しみながら豊かな感性を育み、また自らのさまざまな活動や交流を通して筑紫野らしい文化を創造し、絶えることのない文化の風を起こしていくことをめざします。

キャッチフレーズ

文化の風が吹くまち ちくしの

2. 基本目標

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を大きな柱に据えて、文化振興に取り組んでいきます。

1. 文化を通じたひとづくり

あらゆる人々が、さまざまな文化の鑑賞や新しい文化の創造を楽しむことができ、文化を通じた交流や文化活動に主体的に参加できる環境づくりを進めます。特に、これからの文化を担う子どもたちが、文化に親しむことを促進します。

2. 文化を活かしたまちづくり

地域文化を育み、交流を深めながら、コミュニティの輪を広げます。

また、潤いと魅力のあるまちの発展をめざすため、地域の特性や文化資源を活かし、社会の各分野と連携しながら、まちのにぎわいと交流の促進をはかっていきます。

3. 文化を広げるしくみづくり

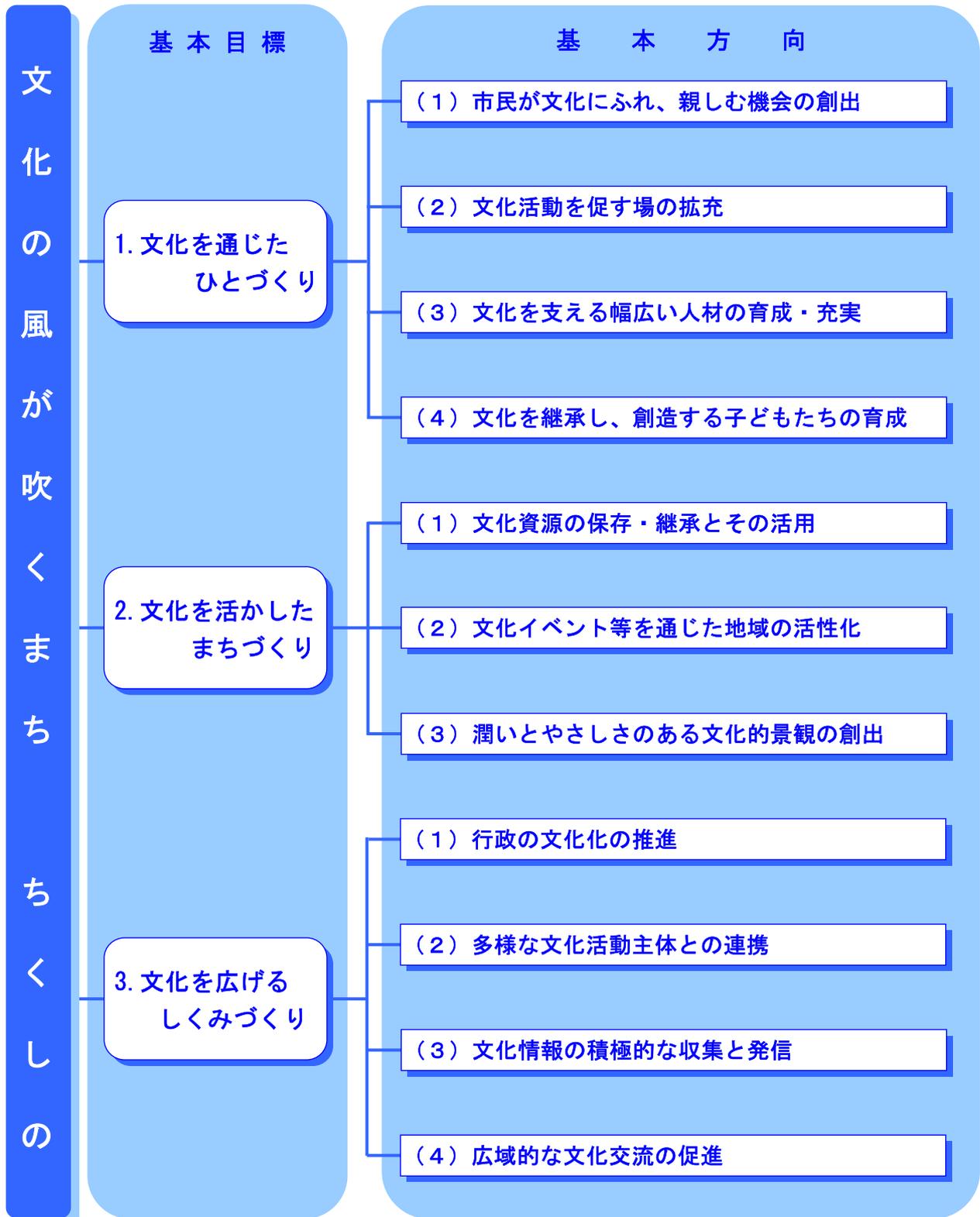
文化の豊かな広がりをめざすため、行政の文化化*を推進し、市民との協働を積極的に進めながら、文化振興の新たなしくみづくりに取り組んでいきます。

また、文化を享受し、文化的な交流を広げるため、文化情報を積極的に収集、発信していきます。

第4章 文化振興施策の基本方向

本計画では、文化振興の基本目標を実現するため、次の文化振興施策の基本方向を定め取り組んでいきます。

施策体系図



1. 文化を通じたひとづくり

文化は、豊かな感性や人間性をつくるうえで大きな役割を果たすとともに、人々の生活をより豊かで潤いあるものにしてくれます。例えば、美しい音楽や絵画に感動したり、映画や芝居に勇気づけられたり、祭りのにぎわいに心ときめいたりするようなことなどが挙げられます。また、自ら文化活動に取り組むことで、生活に活力がみなぎり、仲間や地域におけるさまざまな人々とのつながりを強くすることもできます。

こうした文化活動は、一部の愛好者のためだけのものではなく、市民一人ひとりの自主性に基づくものであり、それぞれが自らのライフスタイルを確立し、日々の暮らしのなかで主体的に取り組んでいくことが大切です。

このため、すべての市民が身近で文化にふれ、鑑賞し、体験できる機会づくりを進めていくとともに、自ら文化を創造していくことができるしくみづくりや場の提供を行っていく必要があります。

現代の子どもたちは、生活体験や屋外で遊ぶ機会が少なくなってきました。また、さまざまな世代とのふれあいや地域文化を継承する機会が乏しくなっており、学校や地域において、多世代とのふれあいを充実させるとともに、文化活動への興味や関心を高めるような取り組みが求められています。

文化活動を行うなかで基本となるのは、まず活動そのものを「楽しむ」ということにあるといえます。人々がその楽しさを積み重ねるなかで、その質を高めながら創造的活動へと拡げていくことは、文化の振興をはかるうえで欠かせないものであり、文化活動団体等の支援を行なうとともに、文化を支える幅広い人材の育成とその活動の場を提供していく必要があります。

また、地域でのコミュニケーションが希薄になっている現状を踏まえ、高齢者や障害者など、すべての市民が文化を通じて出会い、交流ができるような場を拡充していくことも重要です。

(1) 市民が文化にふれ、親しむ機会の創出

市民一人ひとりが、ゆとりと潤いのある豊かな生活を送るためには、文化を自らの生活のなかで身近なものと感じるとともに、文化に対する感性や理解を深めることができるようにしていく必要があります。

- ◎定期的なワークショップ*、講座等を開催し、市民が文化への理解を深めることができるよう働きかけていきます。
- ◎市民が市内で身近に文化を鑑賞、体験できる機会の充実をはかります。
- ◎高齢者や障害のある方、小さい子どもをもつ親など、さまざまな人々が参加できるような文化施設等の企画、運営方法を検討していきます。
- ◎活動成果を発表する機会の充実をはかるなど、芸術性や技能の向上をめざす人々が個性や創造性を発揮し、より質の高い文化活動を展開できるよう支援していきます。
- ◎芸術祭の開催や文化施設におけるイベントの充実をはかり、市民が気軽に文化に接することができるような取り組みを行います。



(2) 文化活動を促す場の拡充

市民一人ひとりが個性的で多様な文化活動を広げていくためには、日常的に文化にふれ、気軽に参加、創造し、発表することができる環境を整えていく必要があります。

- ◎市民が価値観やライフスタイルに応じて、文化活動に親しんだり、成果を発表することができるような場の整備を進めていきます。
- ◎文化に関心があってもふれる機会のない方々が、等しく文化を享受し、活動に参加できるよう施設運営の整備・充実に努めます。
- ◎市民に対して、文化施設等に関する情報を積極的に提供し、利用促進をはかっていきます。
- ◎市内に点在している文化施設がそれぞれの施設の特性や機能を活かし、相互に関連をもてるよう、ネットワーク化や情報の共有化を進めていきます。
- ◎文化施設以外のいろいろな施設等が文化活動の場、潤いや交流の空間として活用できるよう検討していきます。
- ◎市民のニーズにきめ細やかに対応できるよう、文化施設の柔軟な管理運営に努めるとともに文化情報の効果的な収集・提供に努めます。



(3) 文化を支える幅広い人材の育成・充実

市民の文化活動を広げ、活性化していくためには、地域文化の伝承者や芸術家、さらには文化活動をサポートする幅広い人材を育成・確保し、その能力を十分に活かす環境を整えていく必要があります。

- ◎地域文化の伝承者や芸術家、文化団体等が市内で活動し、また発表ができるような機会の充実をはかっていきます。
- ◎学校教育をはじめさまざまな生涯学習の場において、芸術家や文化団体等が指導・支援を行うことができるようなしくみづくりを整えます。
- ◎市民ボランティアやイベント等を企画・運営するコーディネーターなどの育成・確保を行いながら、その能力を活かせるような環境づくりを進めていきます。
- ◎教育・福祉・まちづくりなどの他分野で、文化を活用した事業を展開していく人材の育成を行っていきます。



(4) 文化を継承し、創造する子どもたちの育成

文化を大切にする社会を築いていくためには、子どもたちの豊かな感性と創造性を養い、地域の文化に誇りをもち、その文化を継承していく心を育む必要があります。

- ◎子どもたちが文化についての理解を深め、楽しさを知ることができるよう、文化施設等において身近に文化にふれ、体験する機会の充実をはかります。
- ◎コンクールや展覧会など子ども自身が参加、体験、交流ができるような発表の場や機会を拡充するとともに、親子で参加できる鑑賞機会の充実をはかっていきます。
- ◎子どもたちが地域にある文化や文化財の大切さを知り、それらについて学習し、継承していくような文化活動の充実をはかるとともに、地域における伝承活動の活性化を促していきます。
- ◎学校教育において文化のすばらしさを体験できる機会づくりを進めていきます。



2. 文化を活かしたまちづくり

地域には、その土地の特性を反映した固有の文化が存在しています。

文化財は、郷土の歴史におけるさまざまな時代背景のなかで、生活との関わりから生み出され現代まで守り伝えられてきた市民の財産です。それは、まちの歴史、文化等を正しく理解するために欠くことのできないものであり、将来の文化振興の基礎をなすものとして次世代に継承し、活用をはかっていくことができるよう、保護活動を進めていく必要があります。

歴史的な建造物や豊かな自然、伝統芸能等の文化資源は、地域を特徴づけるとともに、さまざまな人々を引きつけ魅了する力があります。このような地域の文化を地域産業や観光産業などのさまざまな分野と連携させながら、多くの人々が集い、にぎわうまちにしていくことが重要です。

また、地域の文化を理解し、文化活動に参加することによって、その地域に対する愛着や誇りが生まれ、地域の連帯感を高めていくことにつながっていくことから、人と人との出会いの場やネットワークを広げ、信頼と協力の関係を築いていくことが必要です。

そして、本市の豊かな自然や都市景観を活かしながら、まち全体の魅力を高めていくことも重要です。

(1) 文化資源の保存・継承とその活用

豊かな自然と長い歴史のなかで培われた有形・無形の文化資源は、市民共通の財産として適切に評価し、地域の誇りとしての価値を高め、その積極的な活用を行なっていく必要があります。

- ◎本市の豊かな自然や文化資源に対して、市民が共通の価値観をもてるよう、学習機会の充実をはかるとともに、文化財保護に対する普及啓発に努めていきます。
- ◎本市の貴重な文化財について、適切な保存・管理を行っていくとともに、埋もれた地域の文化を掘り起こし、その活用をはかっていきます。
- ◎文化財等の保全・活用を支える団体等の活動を支援し、そのネットワーク化の促進をはかりながら、市民と協働し文化資源の保存・継承・活用を行うしくみづくりをめざします。
- ◎教育や福祉、都市整備など多様な分野との連携をはかり、文化資源の効果的な活用・促進に努めます。



(2) 文化イベント等を通じた地域の活性化

文化は、地域に暮らす人々の共通のよりどころとなります。地域社会の絆や基盤を形づくり、さまざまな分野において新たな価値を生み出す源泉となることから、文化イベント等を通じて地域の活性化を促進していく必要があります。

- ◎地域の文化財、祭りや行事、歴史的建造物、まちなみなどを見つめ直し、地域のシンボルやにぎわいづくりの拠点として位置づけながら、まちの魅力づくりに取り組みます。
- ◎地域住民や文化関係団体、ボランティアなどが主体的に企画、参加できるような文化イベント等を開催し、多様な人々のコミュニケーションや交流を促進させていきます。
- ◎魅力ある観光資源づくりを行うとともに、まちを訪れる人が温かさやくつろぎを感じることができるような「もてなしの心」に満ちたまちづくりを進めていきます。



(3) 潤いとやさしさのある文化的景観の創出

豊かな自然や優れた景観は、魅力的な居住条件の一つとして、まち全体の魅力を高め、人々の生活に潤いや心地よさを与えてくれます。こうしたまちの財産を活かしながら、季節感の感じられる生活や環境に配慮した暮らしなど、一人ひとりの心を豊かにするための取り組みを、市民と連携して進めていく必要があります。

◎エコツーリズム*の理念を活かし、自然体験、生活や文化の体験を通して、地域を再発見するなど、見慣れたまちの風景のなかに、市民が歴史や文化を身近に感じ取ることができる環境づくりを進めます。

◎市民運動として「文化のまちづくり」を働きかけながら、筑紫野らしい文化的で魅力ある景観づくりを進めていきます。



3. 文化を広げるしくみづくり

市民、民間諸団体等が行う自主的な文化活動は、市民の心豊かな暮らしや活力ある地域社会の形成にとって重要な意義をもつものです。文化振興における行政の責務は、このような文化活動を尊重し、積極的に活動支援を行うとともに、こうした活動があらゆる人々に開かれている環境づくりを進めていくことにあります。さまざまな施策において文化的視点を大切にするとともに、関係部局との連携を強化し、総合的かつ計画的に施策を推進していくことが重要です。

また、市民の声が行政に届き、行政施策に反映され、それが市民の動きに反映していくという双方向の流れをつくとともに、多様な文化活動主体との連携をはかりながら、市民のニーズを踏まえた文化振興のしくみづくりを進めていく必要があります。

文化情報を市民と共有することは、活動の機会や場づくりと同様、文化振興にとっても非常に重要です。すべての市民が、文化を創造し享受するために必要な情報を得られるよう、行政だけでなく、市民や民間の文化情報も広く収集する必要があります。特に、近年においては高速大容量のインターネットが急速に普及するとともに、情報メディアの多様化が進んでおり、全国との情報の受発信が可能な環境が着実に進展しています。筑紫野の文化を市内外に向けて発信することは、まちの魅力を高めるとともに、まちを愛する心を育てることにつながり、こうした機能等を活用して、筑紫野の文化を戦略的に発信していくことも大切です。

さらに、広域的な交流が拡大することは、本市の文化を活性化させるとともに、本市の魅力にふれ、知ってもらうことにもつながることから、市外との文化交流を促進していくことが必要です。

また、近年の国際化の進展にともない、他の国の文化を理解し、尊重することが必要とされてきています。本市においても積極的な国際文化交流を行っていくことが重要です。

(1) 行政の文化化の推進

これからの文化行政においては、文化の主体が市民であることを踏まえながら、事業の進め方や行政組織を点検し、これまでの均一化した事業展開から、それぞれの地域特性に応じた事業展開へ移行させる必要があります。

- ◎住民自治のしくみや、政策形成・決定過程や実施、評価に市民の参画を進めるしくみづくり等を研究していくとともに、これまでの行政内部の枠組みを越えた組織の連携を促進していきます。
- ◎行政組織及び施策等に文化的視点を盛り込み、それぞれの業務を市民サービスの視点から見直すことにより、行政全体の質を高めていきます。
- ◎市民のニーズや文化に関わる人々の意見を活かしながら、市民との協働による文化施策の推進をはかります。
- ◎本計画の理念や考え方を広く市民に周知するとともに、関連条例等の整備を進めていきます。

(2) 多様な文化活動主体との連携

ボランティアグループが各地域で発足し、新たな文化振興の担い手として活動するなど、文化活動の主体は多様化しています。文化団体や企業、NPO、ボランティア等の多様な文化活動主体との一層の連携をはかっていく必要があります。

- ◎多様な文化活動主体との連携に努め、個々の団体等が有する人材とノウハウを積極的に活かせる体制づくりを進めていきます。
- ◎ボランティア活動に関する研修機会や活動の場の提供等を行うなど、市民が文化ボランティアとして参加しやすい環境づくりを進めます。
- ◎企業の主体的な文化事業や、企業による人材や施設の提供、資金援助といったメセナ*活動の促進をはかります。
- ◎多様な文化活動主体同士の情報交流を促し、各主体のもつ課題等について議論や検討を行うことができるような場や機会の提供に努めていきます。



(3) 文化情報の積極的な収集と発信

文化の裾野を広げ、さまざまな分野における文化活動を活性化させていくためには、文化に関する情報の提供を充実していく必要があります。

- ◎効果的な情報提供のあり方を検討し、またさまざまな広報媒体に働きかけながら、市民のニーズ等に応じた情報の収集、提供に努めていきます。
- ◎公共文化施設の連携強化をはかり、市民の利便性の向上や効果的な情報提供のためのネットワーク化を推進していきます。
- ◎関係団体等と協議を行いながら、筑紫野の文化のすばらしさを戦略的に発信していくためのしくみづくりに取り組んでいきます。

(4) 広域的な文化交流の促進

情報化社会や国際化社会の進展にともない、市域を超えた他都市との交流や国際文化交流など、文化を通じた広域的な交流を積極的に促進していく必要があります。

- ◎他市町等との交流を推進するとともに、共同による企画事業の促進や調査研究のネットワーク化、近隣の施設との連携などをはかり、新たな文化事業の展開とその基盤づくりを進めます。
- ◎筑紫地区の各市町との連携により、筑紫地区の歴史や文化の魅力を広くアピールし、文化の一層の発展をめざします。
- ◎広域的な文化イベントの開催による文化団体等の交流を促進し、本市の文化を積極的に情報発信していきます。
- ◎関係機関団体との連携をはかりながら、市内に暮らす外国人に対し、文化情報の提供や文化交流事業等の充実に努めます。
- ◎本市の歴史や文化を基盤としながら、文化を通じた国際的な交流をはかるとともに、市民の主体的な交流を支援していきます。



第5章 文化振興計画の推進について

1. 計画の推進

この計画を推進するにあたっては、今後も広く市民の意見を求め、施策等について市民への周知をはかりながら、文化振興の成果を評価、検証するしくみづくりを進めていきます。

(1) 政策形成への民意の反映等

本計画を踏まえ、文化振興施策の形成や事業実施計画を策定する際には、客観的で幅広い視点に立った市民の意見や提言の反映に努めます。

(2) 情報公開、広報活動の推進

本計画は、市民一人ひとりの文化活動を推進し、より多くの方が、より多彩な活動を、より高度に進めていき、活力ある地域づくりを進めていこうとするものです。

このため、本計画の内容を市民に理解していただき、多くの意見が寄せられるように、広報や市のホームページ、イベント等のあらゆる機会を捉えて、計画の内容や計画の進捗状況、また、文化振興の重要性を周知していきます。

(3) 文化振興を評価するしくみづくり

本計画に基づき振興施策を推進するためには、目標と方法、成果を検証しながら進めていく必要があります。しかしながら、市民がいかに文化を享受し、自らの力で文化を創造しているかということの数値のみで表すことはできません。また、文化を振興していくということは、必ずしも市民の欲求のみを満たすことが目的ではなく、集客率や収益効果だけで施策や事業の評価を行うと、文化振興の本来の目的とは程遠いものとなってしまいます。

このため、文化振興がもたらす影響力や波及効果を明らかにし、その意義が広く理解され、地域文化の創造につながるように、数値だけでは捉えきれない文化振興の成果を評価、検証するしくみづくりを進めていきます。

【 資 料 】

1. 筑紫野市文化振興計画策定審議会の審議経過
2. 筑紫野市文化振興計画策定審議会委員名簿
3. 筑紫野市の主な文化資源
4. 用語の定義・概念

1. 筑紫野市文化振興計画策定審議会の審議経過

	開催日時	主な議題、内容
第1回	平成20年1月29日	○委嘱書の交付
		○会長、副会長の互選
		○審議会の進め方について
		○諮問
		○文化の領域について
第2回	平成20年2月26日	○筑紫野市の文化について
		○視察について
第3回	平成20年4月3日	○市内視察
		○意見交換会
第4回	平成20年4月28日	○筑紫野市の文化の現状と課題について
第5回	平成20年5月29日	○審議会での意見のまとめ
第6回	平成20年6月26日	○第4章「文化振興施策の基本方向」について
第7回	平成20年7月28日	○第4章のまとめ
		○第3章「文化振興の基本的な考え方」について
第8回	平成20年8月18日	○第1章「文化振興計画の策定にあたって」について
		○第2章「筑紫野市の文化の現状と課題」について
		○第3章「文化振興の基本的な考え方」について
	平成20年9月1日～ 平成20年9月30日	パブリックコメント
第9回	平成20年10月18日	○パブリックコメントについて
第10回	平成20年11月17日	○パブリックコメントについて
		○答申のまとめ
答申	平成20年12月24日	○答申
		○意見交換会

2. 筑紫野市文化振興計画策定審議会委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考
関係団体等 推薦者	井 上 恭 子	筑紫野市文化協会	
〃	田 中 鉄 弥	筑紫野市美術協会	副会長
〃	牛 嶋 一 憲	筑紫野市小地区公民館連絡 協議会	
〃	木 藤 叶	つくし郷土史会	
〃	寺 崎 敏 也	筑紫野市社会福祉協議会	
〃	峯 崎 博 道	筑紫野市校長会	
〃	後 村 由美子	ちくしの子ども劇場	
〃	新 地 一 郎	筑紫野市商工会	
識見を有する者	古 賀 弥 生	アートサポートふくおか代表	会長
〃	高 倉 洋 彰	西南学院大学教授	
市 民	坪 根 正 武	公募	
〃	城 戸 麗	公募	

敬称略

3. 筑紫野市の主な文化資源

(1) 各地域の主な文化資源

地区名	文化資源	解 説
二日市	武蔵寺	県指定史跡の古刹。「紙本著色武蔵寺縁起」(県指定)、武蔵寺経塚群出土品(市指定)を初め多くの文化遺産を有する。
	二日市八幡宮	二日市地区の産土社。境内に「公孫樹」(市指定)があるほか、茅の輪くぐりなど民俗行事がある。
	天拝山	菅公伝説が残り、常緑照葉樹を中心とした自然林が広がる。武蔵寺側登山口には「イヌマキ」の群生(県指定)やこの付近では珍しい「シオジ」がある。
山口	基肄城(北帝門)	筑紫野市から基山町にかけて広がる国の特別史跡。特に山口側には北帝門と呼ばれる大きな門がある。
	エヒメアヤメ	長年、地域で育成の取り組みがなされている。大陸と日本が陸続きであったことを証明する植物とされ、佐賀市の自生地は国の指定を受けている。
	生姜	明治初年の福岡県地理全誌に66,000斤の収穫量が記載され、その栽培は江戸時代まで遡る。地元農民が長崎で栽培法を学んできたことが始まりといわれ、筑紫野市の地域おこしのはしりともいうことができる。
筑紫	五郎山古墳	国指定の装飾古墳。史跡整備が終わり、年間6,000人を越える人が訪れる。
	筑紫神社	筑紫の国号の起源に由来するともいわれる神社で、この地域の歴史に深く関わっている神社である。粥占(市指定)等の民俗行事がある。
	国境石	筑後や肥前と国境を接する地域で、三国境など多くの国境石が建てられている。
御笠	宝満山	東西を太宰府市と二分する。奈良時代から信仰を集め、多くの遺跡があると考えられるほか、自然が多く残り、登山者が多い。
	阿志岐城	飛鳥時代につくられたと考えられる山城。発見されて日が浅いため不明な部分が多いが、古代の大宰府・北部九州を考える上で重要な位置を占める。
	宝満川	三郡山に源を発し、筑後川と合流して有明海に注ぐ、本市で一番大きな川。上流には竜岩自然の家があり、中流ではイベントが催されている。
山家	山家宿	長崎街道・薩摩街道・日田街道が交わる交通の要衝の宿場。当時の建造物も残っており、毎年多くの人が見学に訪れる。
	山家宝満宮	永正18年(1521)に創建されたといわれる。市指定無形文化財「山家岩戸神楽」が奉納される。
	西部軍司令部跡	正確には第16方面軍の司令部としてつくられた大規模な地下陣地。一部は旭化成筑紫野工場がおかれている。



武蔵寺



平等寺エヒメアヤメ



五郎山古墳



山家宿西構口並びに土塀

(2) 行政、文化団体、商工会等の主な文化イベント

タイトル	内容
生涯学習フェスティバル	自主学習グループ等の発表、交流(作品展示、ステージ発表など)
ちくしの人形劇まつり	プロ・アマによる人形劇、ワークショップなど
二日市温泉藤まつり	藤供養・ステージイベント・スタンプラリー・スケッチ大会・茶会など
天拝山観月会	ご神火リレー・バザー・演芸・茶会・俳句会・花火
御前湯うし湯まつり	ステージイベント、日舞・太鼓など



生涯学習フェスティバル



ちくしの人形劇まつり



二日市温泉藤まつり



天拝山観月会

(3) 文化会館、各コミュニティセンター、隣保館等の主な文化関係事業

タイトル	内容
名曲コンサート	親しみやすいクラシックコンサートをテーマとした演奏会
メセナちくしの“吹奏楽祭”	市内の各吹奏楽部、吹奏楽団の交流などを目的とする演奏会
DA・N・KA・I バンドフェスタ	団塊世代を中心とした音楽グループによるコンサート
二日市コミュニティ文化祭	ステージ発表、作品展示、バザー、体験学習など
筑紫地区文化祭	
山家地区市民文化祭	
山口コミュニティまつり	
御笠地区市民文化祭	
宝満川カヌー大会 IN 美咲	カヌー競争など
オータムコンサート IN おかだ	演奏会、フリーマーケットなど
夏祭り（永岡）	周辺地域との交流・啓発
京町子どもまつり	周辺地域との子ども交流



DA・N・KA・I バンドフェスタ



御笠地区市民文化祭



京町子どもまつり

(4) 指定文化財一覧

区分	種別	名称	所在の場所	指定年月日
国	特別史跡	基肆（椽）城跡	山口・萩原・原田ほか	昭和12年12月21日 昭和29年3月20日
〃	史跡	五郎山古墳	原田3丁目9-5	昭和24年7月13日
〃	〃	塔原塔跡	塔原東3丁目536-1ほか	昭和14年9月7日
〃	有形文化財	隈・西小田遺跡群出土品	二日市南1丁目9-1	平成16年6月8日
国登	〃	旧九州鉄道城山三連橋梁	永岡	平成9年5月29日
県	史跡	武蔵寺跡	武蔵621	昭和35年8月16日
〃	〃	山家宿西構口並びに土塀	山家5126、5138	平成14年4月5日
〃	有形文化財	紙本著色武蔵寺縁起	二日市南1丁目9-1	平成15年2月5日
〃	〃	隈・西小田遺跡群甕棺墓出土品	二日市南1丁目9-1	平成17年2月23日
〃	天然記念物	立明寺のタブノキ	立明寺60-1	平成13年2月21日
〃	〃	武蔵のイヌマキ群	武蔵624	平成13年2月21日
市	有形文化財	古石塔	武蔵621	昭和50年6月16日
〃	〃	自然石梵字板碑	武蔵621	昭和50年6月16日
〃	〃	山家宿場郡屋土蔵	山家5161-1	昭和50年6月16日
〃	〃	武蔵寺経塚群出土品	武蔵621	昭和59年11月1日
〃	〃	牛島地蔵石仏	牛島202-2	平成11年7月23日
〃	〃	木造十二神将像	武蔵621	平成16年10月18日
〃	〃	阿弥陀三尊板碑	岡田2丁目13-3老松神社境内	平成17年8月4日
〃	〃	紙本著色山家御茶屋指図	二日市南1丁目9-1	平成18年8月8日
〃	無形民俗文化財	山家岩戸神楽	山家2683	昭和51年4月16日
〃	〃	筑紫神社粥占行事及び粥鉢一口	原田2550	昭和59年11月1日
〃	史跡	高橋紹運首塚伝承地	二日市北2丁目271-1	昭和59年11月1日
〃	〃	杉塚廃寺跡	杉塚158-1ほか	平成4年4月30日
〃	〃	大宰府条坊跡朱雀大路（立明寺地区）	二日市中央5丁目703-1	平成4年4月30日
〃	〃	山家宿郡屋跡	山家5161-1ほか	平成4年12月28日
〃	〃	山家宿大庄屋役宅跡	山家5241-1	平成4年12月28日
〃	〃	山家宿下代跡	山家5126	平成7年6月23日
〃	天然記念物	長者の藤	武蔵621	昭和50年6月16日
〃	〃	二日市八幡宮神木の公孫樹	二日市中央3丁目885	昭和59年11月1日
〃	〃	平等寺エヒメアヤマ	平等寺	平成11年7月23日

平成21年3月31日現在

4. 用語の定義・概念

P 1 「市民」

本計画においての「市民」とは、市内に居住する人、市内に通勤・通学している人、及び市内において文化活動を行っている人を意味する。

P 1 「グローバル化」

基本的には、個人や団体が地球規模で活動し、ヒト、モノ、カネ、情報の国際的な移動が激増して、世界中の経済が結びつき、人々の生活が似たものになっていく現象をさす。

P 1 「スローライフ」

大量生産、効率化が求められがちな現代社会において、自然と調和し、豊かでゆっくりとした生活を行おうとする考え方や、それに基づいたライフスタイルを意味する。

P 1 「協働」

それぞれの主体が自己を確立し、相互の認識と理解のうえにたって、共通の目標をもち、それぞれの価値観や判断に従ってそれぞれの働きをすること。

P 6 「NPO」

政府や私企業とは独立した存在で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」をいう。

利潤追求とは異なる公共の福祉向上を使命とし、1998年には特定非営利活動促進法が制定され、17の分野で特定非営利活動を行う団体に法人格を付与できるようになった。

P 7 「コミュニティ」

人々が共同体意識をもって共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団、または地域社会や共同体を意味する。

P 7 「モータリゼーション」

道路整備や所得水準の上昇などによって、自動車が多く普及し、車中心の社会となっていくこと。

P 10 「行政の文化化」

行政全般について、文化の視点から見直すことにより、行政サービスの向上や市民の立場に立った行政施策の推進をめざすこと。

P13 「ワークショップ」

講師が一方向的に教えるのではなく、参加者が主体となって実際に体験したり、作業することによって、何かを学んだり創造したりするような形態の講座をさす。

P17 「エコツーリズム」

自然環境や歴史文化を対象とした体験や学習を行うことで、その大切さが理解され、保全につながっていくというような観光のあり方。

P19 「メセナ」

「芸術文化支援」を意味するフランス語であり、企業などが社会貢献を目的として文化、芸術活動を支援すること。

筑紫野市文化振興計画

平成 21 年 3 月 発行

発行 筑紫野市教育委員会文化振興課
印刷 信光社印刷